

2. 子育て家庭を応援する子育て支援事業の推進

(2) 一時預かり事業

③ 乳児等通園支援事業（乳児等のための支援給付）

〔計画 53P〕

【事業量の見込みと確保方策】

「こども誰でも通園制度」と呼ばれるこの事業は、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、1人当たり月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設され、令和8年4月1日から実施します。

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量 の 見 込 み	0歳児	-人日/月	2人日/月	2人日/月	2人日/月	2人日/月
	1歳児	-人日/月	2人日/月	2人日/月	2人日/月	2人日/月
	2歳児	-人日/月	2人日/月	2人日/月	2人日/月	2人日/月
B 確 保 方 策	0歳児	-人日/月	1人日/月	1人日/月	1人日/月	1人日/月
	1歳児	-人日/月	1人日/月	1人日/月	1人日/月	1人日/月
	2歳児	-人日/月	1人日/月	1人日/月	1人日/月	1人日/月
B - A		-人日/月	-3人日/月	-3人日/月	-3人日/月	-3人日/月

【事業の質の向上のための方策】

公立保育所で実施するための保育士の確保に努めるとともに、乳児等通園支援の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ります。

【教育・保育等の一体提供及び教育・保育等の推進に関する体制の確保】

保護者が乳児等通園支援事業の利用終了後も施設利用を検討している場合には、利用可能な施設を案内するとともに、保育所や幼稚園、認定こども園等と連携し、受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。



問い合わせ先
川越町 子ども家庭課
TEL. 059-366-7130 FAX. 059-365-5380
E-mail : k-kodomo@town.kawagoe.mie.jp
〒510-8588 川越町大字豊田一色 280 番地